⑻　審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

3　入札手続等

⑴　担当部署　東日本高速道路株式会社　関東支社　技術部　調達契約課　山田　良太
〒330―0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町１―11―20　電話048―631―0020

⑵　契約図書の交付期間及び方法

①　交付期間　入札公告の日から令和６年10月11日（金）16時まで

②　交付方法　東日本高速道路株式会社のホームページに掲載

⑶　競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　入札公告の日から令和６年10月11日（金）16時まで

②　提出場所　上記⑴に同じ

③　提出方法　電子入札システム、電子メールまたは書留郵便等

⑷　入札書の提出期限、場所、方法及び開札日時

①　入札書の提出

㋑　提出期限　令和７年２月19日（水）16時

㋺　提出場所　上記⑴に同じ

㋩　提出方法　電子入札システムまたは書留郵便等

②　開札日時　令和７年２月20日（木）10時00分

4　その他

⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨とする。

⑵　入札保証及び契約保証

①　入札保証　要

②　契約保証　要

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方式　総合評価落札方式（技術提案評価型）

⑸　見積活用方式の有無　有

⑹　手続における交渉の有無　無

⑺　契約書作成の要否　要（電子契約による）

⑻　本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本件工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無

⑼　関連情報を入手するための照会窓口は、上記３⑴に同じ。

⑽　詳細は、東日本高速道路株式会社のホームページに掲載する入札公告（説明書）による。

5　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Matsuzaka Toshihiro, Director General of Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the JOBAN Expressway Replacing of Concrete Slab on Miyatagawa Bridge

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 11 October 2024

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 19 February 2025

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese

⑺　Contact point for tender documentation : Yamada Ryota, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd. 1―11―20 Sakuragi-cho, Omiya-ku, Saitama city, Saitama, 330―0854, Japan TEL : 048―631―0020

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

令和６年９月10日

支出負担行為担当官
国土交通省大臣官房官庁営繕部長
佐藤　由美

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　中央合同庁舎第５号館㉔改修設計業務

⑶　業務内容　本業務は、中央合同庁舎第５号館の以下の改修設計を行うものである。

・使用調整に伴う大規模改修の建築、電気設備及び機械設備の基本・実施設計等

⑷　履行期間　契約締結の翌日から令和８年３月27日まで

⑸　本業務は、資料の提出等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑹　本業務においては、契約手続にかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。

なお、電子契約システムにより難いものは、５⑴担当部局へ理由を付して願い出て、承諾を得た場合には紙契約方式に代えることができる。

⑺　本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

2　参加資格

技術提案書の提出者は、以下の⑴に掲げる資格を満たしている単体企業、又は⑵に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

⑴　単体企業

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　国土交通省大臣官房官庁営繕部における令和５・６年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　国土交通省大臣官房官庁営繕部長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

⑤　技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（業務説明書参照）

⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑦　建築士法（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

⑵　設計共同体　２⑴単体企業に掲げる条件を満たしている者（ただし、⑦の条件は設計共同体の代表者が満たせば良い。）により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年９月10日付け国土交通省大臣官房官庁営繕部長）に示すところにより、国土交通省大臣官房官庁営繕部長から中央合同庁舎第５号館㉔改修設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）認定を受けているものであること。また、管理技術者は、設計共同体の代表者の組織に属していること。

3　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　専門分野の技術者資格

⑵　平成21年４月１日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績